



6 市民第 347 号
令和 7 年 1 月 22 日

東御市国民健康保険運営協議会
会長 俵 和一 様

東御市長 花岡 利



東御市国民健康保険税率について（諮問）

東御市国民健康保険税率を下記のとおり改定することについて、貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険税率の改定

（1）医療分

区 分	改定前	改定後
所得割額	100 分の 6.7	100 分の 6.7
資産割額	100 分の 11.2	100 分の 5.6
被保険者均等割額	19,000 円	20,100 円
世帯別平等割額	19,500 円	20,600 円

（2）後期高齢者支援金分

区 分	改定前	改定後
所得割額	100 分の 2.5	100 分の 2.5
資産割額	100 分の 3.8	100 分の 1.9
被保険者均等割額	7,300 円	8,300 円
世帯別平等割額	7,000 円	7,400 円

（3）介護納付金分

区 分	改定前	改定後
所得割額	100 分の 2.3	100 分の 2.3
資産割額	100 分の 1.8	100 分の 0.9
被保険者均等割額	9,000 円	9,000 円
世帯別平等割額	8,200 円	8,200 円

2 改定の時期 令和 7 年 4 月 1 日

3 改定の理由

県の運営方針に掲げる今後の保険税水準の統一に向け、資産割の段階的な縮小、均等割額と平等割額の平準化等を図りたい。